

だい かいそうごうふくしぶかい がつ にち ろんてん たい いけん
第5回総合福祉部会（7月27日）における論点に対する意見

しゃだんほうじん ぜんこくしたいふじゆうじ しゃふぼ かいれんごうかい
 社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会 連合会
 りじ いしはし よしあき
 理事 石橋 吉章

そうごう とら
「総合」をどう捉えるかについて

もろもろ しえんさーびす そうごうてき く た
 諸々の支援サービスを総合的に組み立てる。

そうごうてき りようしゃ かんきよう しんたいてき ちいきてき ふ
 「総合的」とは、利用者の環境（身体的、地域的）を踏まえてということ。

せんたくけん ぜんてい じゆきゆうけん めいき
「選択権を前提とした受給権の明記」について

さーびすじぎょうしょ ふ しゃかいきばん せいび そくしん せんたくけん じゆきゆうけん
 サービス事業所を増やすため、社会基盤の整備を促進するために選択権、受給権
 めいき どうじ ほしょう しすてむ こうちく
 を明記すると同時にそのことを保障するシステムを構築すること。

とくてい せいかつようしき ぎむ
「特定の生活様式を義務づけられないこと」について

とくてい せいかつようしき しせつ そうてい おも いちりつ きてい むり
 特定の生活様式を「施設」と想定していると思いますが、一律の規定には無理が
 あります。

しせつ ていぎ ひつよう
 「施設」の定義も必要です。

ぐるーぷほーむ けあほーむ どうしょ じゅうたく かながわけん じこいご ふくしせつ
 グループホーム・ケアホームも当初は住宅でしたが、神奈川県のご後「福祉施設」

あつか
 として扱われています。

ゆにっとかた しえんしゃ どうきよ しせつ かんが
 ユニット型であっても支援者が同居すれば「施設」にかわりがないと考えます。

う とき しょうがい かか せいかつ したいふじゆうじしゃ も おや ちいき こ
 生まれた時から障害を抱えて生活している肢体不自由児者を持つ親は、地域で子ども

いっしょ せいかつ のぞ ぜんてい たいしょう じしゃ たんきかんあず
 と一緒に生活することを望んでいます、その前提として対象の児者を短期間預
 かる「施設」があることです。

ちいき せいかつ おや れすぱいと ひつよう しせつ ひつよう
 地域で生活していくためには、親のレスパイトが必要でそのための「施設」が必要で

いちりつ むづか
 すので一律は難しいです。

しょうがい はんい
「障害の範囲」について

たにま つく きじゆん しえん よう ひよう つ あ しゃかいきばん せいびどう ししょう
 谷間を作らない基準は、支援に要する費用の積み上げ、社会基盤の整備等に支障と

しょうがい はんい しんしん けいぞくてき しえん よう きほん
 なるので「障害の範囲」は、心身ともに継続的に支援を要することを基本にICFの
 きじゆん じゆんきよ
 基準に準拠する。

てつづ きてい
「手続き規定」について

てちょう ようけんかんわ つ どおこな しえんさくりよう かくにん しく
 手帳の要件緩和がその都度行うこととし、支援策利用のための確認の仕組みとして

てちょう ひつよう かんが
 「手帳」は、必要と考えます。

ざいたくせいかつしゃ こべつしえんけいかく きのう そうだんじぎょう こべつ
 また、在宅生活者には、「個別支援計画」が機能していないので「相談事業」と「個別

しえんけいかく れんけい
 支援計画」が連携すること。

ぜんこくざいたくしょうがいじ ものじったいちょうさ かしょう きほんこっかく
全国在宅障害児・者実態調査(仮称)基本骨格について

じったいちょうさ もくてき しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう けんとう しこうじゅんぴ きそ
1. この実態調査の目的を「障害者総合福祉法」(仮称)の検討や施行準備の基礎
しりょう しこうじゅんぴ きそしりょう ないよう
資料にするとあります。しかし、施行準備の基礎資料とはどのような内容でし

か。

せつもんこうもく すいさつ
設問項目では推察できません。

せんてんせいしつぺい しょうがい ざいたくせいかつ す しょうがいじしゃ はあく
2. 先天性疾病による障害で在宅生活を過ごしている障害児者の把握のため

にっちゅう かつどうじょうきょうとう つぎ こうもく くわ
日中の活動状況等に次の項目を加えてください。

- あ いりょうてきけあ じっししゃ わ と
ア. 医療的ケアについて その実施者が分かるような問いかけ
- い ふく くすり うむ ひんど
イ. 服薬 有無と頻度
- う ていきてきつういん かしょかず ひんど
ウ. 定期的通院 箇所数と頻度
- え ていきてきくんれん りょういく ひんど
エ. 定期的訓練(療育) 頻度
- お たんきにゅうしょ りょう ひんど
オ. 短期入所の利用 頻度
- か いどうしえん うむ
カ. 移動支援 有無